

鶴見川流域水委員会（河川整備計画点検）運営要領

（目的）

第一条 本運営要領は、鶴見川流域水委員会規約（令和3年10月13日付け）（以下「委員会規約」という。）第六条に基づき、鶴見川水系河川整備計画の点検及び事業評価の対象となる事業についての審議に係わる委員会（以下「委員会」という。）の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な委員会運営に資するものである。

（委員会の成立条件）

第二条 委員会は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（議事録）

第三条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

（委員会の公開について）

第四条 委員会については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

（委員会資料等の公表について）

第五条 委員会に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、委員会に諮り、公表しないものとする。

（雑則）

第六条 この要領の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定めるものとする。

（附則）

第七条 本運営要領は、令和3年10月13日から適用する。